

【商談会の参加事業者 募集】

国分首都圏株式会社様(百貨店 売場運営受託者) との商談会の実施

1. 目的

静岡県では、県産品の消費喚起・販路開拓事業に取り組んでいます。この度、本県農林水産物の生産者、加工事業者を対象に、国分首都圏株式会社様(百貨店 売場運営受託者)との商談会を開催しますので、御応募ください。

2. 主催

静岡県

3. 商談相手

・国分首都圏株式会社様（首都圏百貨店内の一部の食品売場運営を受託）

*一部、中部の国分グループからの参加も予定

販売先として、国分首都圏株式会社を経由する以下の2店舗の百貨店を予定。

松屋銀座様、阪急百貨店大井食品館様

※百貨店を指定いただくことは出来ません。

・対象部門 日配品、加工食品、菓子・生菓子、飲料



【求める商品やポイント】

- ・静岡県産の原料を使用している農林水産物
- ・PL 保険に加入している商品であること(絶対条件)
- ・百貨店顧客層のニーズにあった商品（消費者ニーズがある商品、価格に対する価値がしっかりと伝わる商品）
- ・安心安全な商品（外部評価などの根拠があると尚良い）
- ・安定供給が可能なもの（1回限りの納品は不可）

4. 商談会の開催日時、場所等について

開催日：令和7年2月26日（水）

場 所：静岡市内予定

- (1) 対面方式の商談会のため、当日お越しいただけることが条件となります。
- (2) 商談時間は1事業者あたり、約30分を予定しております。
- (3) 商談時間等の詳細情報は、商談対象事業者の決定後に事務局よりお伝えします。
- (4) 参加費用は無料ですが、商談会に係る交通費、サンプル代等については参加事業者にて御負担をお願いいたします。

5. 事業者の募集について

お申し込みにあたり下記2点が必須条件となります。

① バイ・シズオカ オンラインカタログ（以下、カタログ）の登録

カタログ（<https://buyshizuoka-catalog.com/>）に事業者及び商品の登録をお願いします。

<登録期間>

令和7年2月5日（水）までに登録を完了してください。

② 下記申込フォームの記入

【申込受付】

<https://x.gd/qA6Zd>

▶申込フォーム

申込〆切：令和7年2月5日（水）

※右記 二次元コードからも申込可能。



商談成功のためには、登録情報が非常に重要です。

下記の情報はバイヤーに提供され、書類選考に使用されます。

① カatalog登録情報を基に作成される商品のFCPシート

② 申込フォーム

6. 応募の条件について

①対象部門の生産・販売をしている静岡県内事業者

②商談後、継続した営業活動ができる静岡県内事業者

③食品表示法、農薬取締法、薬機法、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。

④求める商品（「3. 商談相手」参照）に該当すること。

※国分グループが取り扱うためには、後日、取引口座の開設が必要となります。

7. 今後のスケジュールについて

令和7年2月5日(水) ……申込期限

2月19日(水) ……商談対象事業者の決定（書類選定結果通知）

※お申し込みいただいた全ての事業者様に結果をご連絡させていただきます。

2月26日(水) ……商談会の実施

8. お問い合わせ先

オンラインカタログ運営事務局（株式会社ビビッドガーデン）

担当：山村 苑 下記までお問い合わせください

mail:municipality@vivid-garden.co.jp TEL:03-4405-1222

※お電話がつながりにくい場合がございますので、まずはメール（municipality@vivid-garden.co.jp）にてお問い合わせいただけますと幸いです。

いただいたメール内容を確認の上、オンラインカタログ運営事務局（株式会社ビビッドガーデン）より適宜、折り返しお電話させていただきます。

<参考>

「バイ・シズオカ オンラインカタログ」の登録

1 事業者の登録条件

カタログに登録できる利用者は、以下のいずれかに該当する方です。

(1) 売り手

- ア 県内に住所又は主たる事務所の所在地を有し、農林水産物を生産する者
- イ 県内で生産する農林水産物を主に販売する生産者団体
- ウ 県内に事業所、工場を持つ食品製造事業者

(2) 買い手

- ア 国内外のバイヤー、流通、小売、卸、商社、飲食店、ホテル、食品メーカー
- イ その他事業として買い手となる事業者

2 商品の登録条件

カタログに登録できる商品は、以下のいずれかの項目に該当するものです。

(1) 静岡県産農林水産物及びそれを原材料に使用する加工食品※

※加工食品は、原材料に静岡県産農林水産物を直接的（一次加工）または間接的（二次加工）に使用していること。ただし、使用割合は問わない。

※静岡県産農林水産物とは、静岡県での農業（畜産業含む）、林業、水産業による生産物のことをいう。水は含まない。

◎直接的に使用とは、静岡県産農林水産物を原材料として使用すること。

◎間接的に使用とは、一次加工された製品を原材料等として使用し、商品の特徴づけていること。

（直接的使用の例）

*紅ほっぺを原材料としたジャム

（間接的使用の例）

*静岡県産大豆を原材料にした醤油を使用した煎餅

*静岡県産酒米を原材料にした日本酒を使用した菓子

(2) 県内で製造された酒類、大豆加工食品及び食塩とそれを主たる原材料にした加工食品、調味料等

(3) 「頂」（しずおか食セレクション）認定商品、ふじのくに新商品セレクション受賞商品

(4) 県内市町等の食品に関する認定や表彰を受けた地域ブランド商品

(5) その他本事業の趣旨（県産農林水産物及びその加工品の販路開拓、拡大）に合致すると県が判断するもの

3 登録の申請

(1) 事業者登録

登録を希望する事業者は、カタログ内の入力フォームから申請できます。県が、申請内容を確認し、承認することで登録が完了します。承認には2日程度お時間を要します。また、申請内容に不備不足がある場合は、不備不足箇所を明記し、一旦お戻しをさせていただきますので、ご修正の上再度申請をお願い致します。

(2) 商品登録

事業者登録が完了した後、カタログの入力フォームから商品登録の申請ができます。県が、

申請内容を確認し、承認することで商品が公開されます。承認には2日程度お時間を要します。商品登録（システムへの保存）には、商品数の制限はありませんが、公開（ホームページで閲覧）できるのは1事業者当たり3商品までとなります。また、申請内容に不備不足がある場合は、不備不足箇所を明記し、一旦お戻しをさせていただきますので、ご修正の上再度申請をお願い致します。

登録後、なるべく迅速に作業を行って参りますが、1週間以上経っても事業者及び商品の承認がされない場合は、お手数ですが事務局までお問合せ下さい。

4 カタログサイト

<https://buyshizuoka-catalog.com>